



東北ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 5 年 8 月 1 日

東北ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、東北ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【東北ブロック取決事項】

歯 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、「顎関節症」の病名のみで「I017-21 口腔内装置調整 ハ(イ及びロ以外の場合)」の算定を認める。	顎関節症の治療において装着した顎関節治療用装置を調整することにより、疼痛の軽減や開口障害の改善等を図ることが臨床上あり得るものと考えられる。	令和 6 年 2 月 26 日に「審査情報提供事例(歯科)」として公表

本件に関する問合せ先

東北審査事務センター

・ 内科・歯科審査室歯科審査課(TEL:022-785-9135)河村